

別記様式第1号(第四関係)

中河原東地区活性化計画

栃木県小山市
栃木県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中河原東地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	小山市	地区名(1)	中河原東	計画期間(2)	平成20年度～平成24年度

目 標 :(3)

農道を整備することにより、生産物の出荷量の増加及び輸送体制の確立による生産性と農業経営向上の効果を発現する。そして農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開及び地域共同の意識向上を図る。このことにより、著しい農業従事者数の減少を抑えることとし、目標として農家戸数を平成17年度25戸に対して平成23年度20戸の微減にとどめることを掲げ、当地域の活性化・定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境と、古くから連綿と築かれてきた歴史があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する交通の要衝地である。中河原東地区は、小山市の東南端に位置し、鬼怒川に隣接する都市的農業地域で、営農形態は米、野菜による複合経営であり、農産物は新国道4号線を経由して東京方面へ出荷されている。

現状と課題

中河原東地区は、水稻・いちご・ねぎ等の生産が盛んであるが、圃場整備において整備された道路の大半は幅員が砂利道となっている。近年、農業機械の大型化が進み、農作物・生産資材等の運搬に支障をきたしているのが現状であり、本整備により、圃場からJA施設への生産物の運搬、集落から圃場への生産資材の輸送の改善及び農業の機械化を推進し、地域を活性化することが課題となっている。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農道の整備を行なうことによって、従来の機能が向上され、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続・展開を図り、農家人口・総人口の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
小山市	中河原東	土地改良施設保全	小山市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

中河原東地区(栃木県小山市)	区域面積 (2)	68ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の68haのうち農地面積は約50haで7割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者は、おおむね30%である		
法第3条第2号関係: 農業者の高齢化からみて、活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している地域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足のなか、農家戸数を現状維持に留め、その達成状況を農業センサス等統計調査を基に確認する。